様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2024年　10月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきかいしゃみついかいはつ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社三井開発  （ふりがな） 　みついりゅうじ  （法人の場合）代表者の氏名 　 三井隆司  住所　〒739-0151  広島県東広島市八本松町原4792番地  法人番号　8240001022813  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXに関する取り組み | | 公表日 | 2022年 10月 15日  2024年10月3日　改訂 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「DX策定の目的」および「DX推進の基本方針」に記載。(https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/) | | 記載内容抜粋 | ●DX策定の目的  デジタル技術を活用することで製品やサービス、ビジネスモデルだけではなく、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化を変革し、お客様に新しい価値を提供し続けることで「お客様によろこんでいただける企業」 になる。  ●DX推進の基本方針  1.デジタルツールの活用による業務効率化  2.データ活用による新しい顧客価値の創造  3.DX人材の採用・育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXに関する取り組み | | 公表日 | 2022年 10月 15日  2024年10月3日　改訂 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「DX推進プロジェクト」に記載。(https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/) | | 記載内容抜粋 | ●DX推進プロジェクト  ー業務効率化ー  バックオフィス業務をデジタルツールで最適化し、業務プロセスから「ムリ」「ムダ」「ムラ」を省くことで、お客様に付加価値を提供するための時間を最大化させる。  ・全体最適の視点から社内システム体系を見直し、情報環境の整理・整頓を行う  ・RPAやAPIを利用し、既存の基幹システムや専用ソフト間のデータ連携を行う  ・データを一元管理することで検索性と共有性の向上および、データの品質向上を図る  ・全社員にipadを支給し、いつでもどこでも必要な情報にアクセスできる体制を整える  ーBIツールの活用によるデータ経営ー  経営陣の勘や経験といった人的スキルだけに頼らず、すでに保有するデータ・これから収集するデータをBIツールの適用によってビジネス価値に結びつける。  ・RPAやAPIを利用することで基幹システムとBIツール間でデータ連携を行い、業務データを活用可能な状態にする  ・Google Looker Studioを主に使用するBIツールとする  ・各部門DX推進担当が中心となり施策および指標を設定し、それに伴う業務データの構築および見える化を行う  ・各種会議にて、蓄積した業務データを基に要因の洗い出しや市場の動向を分析することで次のアクション(施策)につなげる  ・蓄積した業務データを基に仮説と検証を繰り返し、PDCAサイクルを回すことで顧客体験を向上させる  ・BIツール活用に関する研修・勉強会を定期的に行い、従業員全員がBIツールを使いこなせるように底上げを図る  ・CRMやSFA、MAツールを活用し、営業強化を図る | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「DX推進体制」に記載。(https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/)  当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「DX推進プロジェクト」に記載。 (https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/) | | 記載内容抜粋 | ●DX推進体制推進体  当社は2022年9月17日付でDXの推進を強化するため、社長直轄のDX推進室を新設しました。(ページ内の組織図をご参照ください。代表取締役とDXチームにより構成されたDX推進室となります。)  ーDX人材の創出ー  データに基づいた業務改善提案ができる人材を創出するため、反復的な社内教育を実施する。  ・IT勉強会を定期的に開催し、全社員のITリテラシーおよびスキル向上を目指す  ・データ活用についてアウトプットする場を設け、成果が出ていることの横展開および、学習効果の向上を図る  ・DX関連の資格取得制度を整備し、スキル取得状況の見える化・チェックを行う |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「DX推進プロジェクト」に記載。(https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/) | | 記載内容抜粋 | ー業務効率化ー  ・全社員にipadを支給し、いつでもどこでも必要な情報にアクセスできる体制を整える  ーBIツールの活用によるデータ経営ー  ・RPAやAPIを利用することで、基幹システムとBIツール間でデータ連携を行い、業務データを活用可能な状態にする |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDXに関する取り組み | | 公表日 | 2022年10月15日  2024年10月3日　改訂 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「DX推進プロジェクト達成状況をはかる指標」に記載。(https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/) | | 記載内容抜粋 | ●DX推進プロジェクト達成状況をはかる指標  以下を指標としてDX推進プロジェクトの達成度を管理します。達成状況はDXチーム定例会議にて各部門DX推進担当から集積した情報をチェックし、定期的にプロジェクトの改善を行います。  ・事務処理の自動化本数　2本/月  ・既存事業売上　前年比110％  ・ITパスポート3名、基本情報技術者試験3名、応用情報技術者試験1名、情報処理安全確保支援士1名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年10月15日  2024年10月3日　改訂 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「当社のDXに関する取り組み」の内、「代表メッセージ」にて発信。(https://mitsui-kaihatsu.co.jp/information/post-4701/) | | 発信内容 | ●代表メッセージ  深刻な少子高齢化や地球温暖化に伴う異常気象、台風や地震といった災害など、不確実性の時代に突入して参りました。 デジタル技術の発展に伴いお客様ニーズは多様化し、競争環境も激化しています。 当社では目まぐるしく変化する社会情勢に素早く柔軟に対応し事業活動を継続していくためにDXの推進を強化します。    当社ではこれまでIT化・デジタル化を進めてきました。2022年に社長直轄のDX推進室を立ち上げ、2023年には経済産業省が認めるDX認定を取得しました。これに伴い、DX推進にあたっての現状・課題を認識すると共に、短期～中長期の推進計画である「DX推進シナリオ」を策定しています。 現在は、フェーズ1にあたりますが、各フェーズの達成に向けて全社をあげてDX推進に取り組んで参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 9月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 当社は「DX推進指標」による自己分析を行いIPAの自己診断結果入力サイトより結果を入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 9月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 当社はSECURITY ACTION制度に基づく自己宣言（二つ星）を行っている。  ※個人情報保護方針ページ  https://mitsui-kaihatsu.co.jp/privacy/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。